

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 5 月まで

国民年金保険料の納付記録について照会申出書を提出したところ、昭和 36 年 4 月から 37 年 5 月までの期間が申請免除期間となっていた。

申立期間の当時は、A 県で働いて貯めた金を持って帰郷した時期で、国民年金保険料を納付する資力は十分にあったし、今までに全額免除を申請したことは一度もないので申立期間が免除期間になっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、国民年金と厚生年金保険との切替手続も適正に行っており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間当時、実家の両親に生活費を援助していたと主張しているところ、当時、申立人と同居していた申立人の母親は申立期間の国民年金保険料を納付しており、申立人の納付意識の高さを踏まえると、申立人が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料をあえて納付しなかったとは考えにくい。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月から46年9月まで

私は、昭和41年12月に結婚し、国民年金保険料については、私と私の夫の分を同居していた義姉が地区の納付組織で納付してくれていた。未納が無いように常に気をつけてくれたはずである。

今回、私の年金記録を確認したところ、義姉が納付してくれた期間が夫は納付済みとなっているのに対して、私の分は未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、義姉が、申立人及び申立人の夫並びに義姉の家族三人分を地区の納付組織で納付していたと主張しているところ、申立人の夫及び義姉は、制度発足時から国民年金に加入し申立期間を含む保険料をほぼ完納しており、義姉の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿の記録から、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認できる昭和46年6月ごろの時点では、申立期間のうち46年4月から同年9月までの国民年金保険料は現年度納付が可能であるところ、当該期間の申立人の夫及び義姉の保険料は現年度納付されていることが確認できること、及び申立人の当該期間直後の46年10月から47年3月までの保険料は現年度納付されていることが確認できることから、申立人の義姉が、申立人の現年度納付が可能な期間の国民年金保険料について、あえて納付しなかったとは考えにくい。

一方、申立期間のうち、昭和 41 年 4 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、既に時効により納付することができない期間である。

また、申立期間のうち、昭和 44 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では過年度保険料となるが、申立人が居住する地区の納付組織では、現年度分の保険料についてのみ徴収を行っていたことが確認できることから、当該期間の保険料は納付組織では納付することができなかつたものと考えられるほか、当該期間の保険料が過年度納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和19年10月から20年3月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を19年10月1日に、資格喪失日に係る記録を20年4月4日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を30円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和20年4月4日から同年8月20日までの期間において、A社C工場に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められることから、同社C工場における資格取得日に係る記録を20年4月4日に、資格喪失日に係る記録を同年8月20日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を同年4月は30円、同年5月から同年7月までは40円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年8月20日まで

私は、昭和18年4月からA社B工場に工員として勤務し20年3月ごろA社C工場に異動し、終戦の20年8月まで勤務した。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B工場における勤務期間については、同工場において申立人と勤務内容が同じである元同僚は、「申立人と一緒に工員として、B工場に行き、昭和20年3月ごろ一緒にC工場に移った。」旨の供述をしており、当該元同僚については、19年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、20年4月4日に資格喪失していることが確認できる上、A社は、「いずれの工場も当時の関係書類は保存されていないとして、詳細は不明であるものの、一般的な在籍者は厚生年金保険に加入していた。」としていることを踏まえると、申立人に係る

厚生年金保険についても、元同僚と同様の取扱いであったと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、当該申立期間において、A社B工場に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、同社B工場における資格取得日に係る記録を昭和19年10月1日に、資格喪失日に係る記録を20年4月4日に訂正することが必要である。

また、当該申立期間に係る標準報酬月額については、社会保険庁の厚生年金保険被保険者台帳において同性、同年齢から元同僚等であったと推認される者の標準報酬月額から判断すると、昭和19年10月から20年3月までを30円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料（昭和19年10月から20年3月まで）の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、同質性の極めて高い元同僚には記録が確認できる上、資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和19年10月から20年3月までの保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、当該申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、A社C工場については、勤務内容に係る申立人の詳細かつ具体的な供述及び申立人の元同僚の証言等から、申立人が、同C工場に勤務していたことが認められる。

また、A社に照会した結果、「当社は、当時、いくつかの軍管理工場を設置しており、C工場もそのうちのひとつで、同工場は、昭和18年12月に設立し、終戦をもって閉鎖している。また、いずれの工場も当時の関係書類は保存されていないとして、詳細は不明であるものの、一般的な在籍者は厚生年金保険に加入していた。」と回答している。

さらに、社会保険事務所の記録では、A社C工場の記録を確認することができないものの、同工場において、申立人とともに勤務していたとする元同僚には、厚生年金保険被保険者名簿が無いにもかかわらず、社会保険庁のオンライン記録が確認できる。

このことについて、社会保険事務所に照会したところ、「事業所索引簿に記載が無く、被保険者名簿も存在しないため、新規適用年月日、全喪年月日の確認はできないが、昭和18年12月から20年9月末までは厚生年金保険の適用事業所として存在していたものと考えられる。」と回答している。

また、公文書館の資料によれば、昭和23年2月9日にD県庁は、火災の被害にあっていることが確認でき、当時の新聞によれば、「書類の半分は持ち出したが重要な厚生年金台帳を全焼した。これは、各事業場の協力を得て再生できると思う。」と当時のE課が述べていることが認められる上、当時の元職員

からも、「修復作業には6、7人が当たり、1年くらいかかった。その作業は事業所から関連資料を求め、ほとんど修復できたとは思いますが、全喪事業所もあったので、完全に修復できたか否かは今となっては不明である上、火災被害の全体状況までは知らない。」との供述を得られた。

加えて、社会保険事務所が保管する厚生年金保険記号番号払出簿の備考欄に、「A社C工場」と記載されている厚生年金保険被保険者が多数いることが確認でき、A社C工場が厚生年金保険の適用事業所とされていたことが推認できる上、厚生年金保険記号番号払出簿には、被保険者名や資格の得喪日などについて、多くの空欄が見受けられる。

その上、社会保険庁が保管する同工場で勤務していたと考えられる者の被保険者台帳には、「23・2・9（焼失）」と記載されたものも確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当時の詳細は不明であるものの、申立人及び元同僚に係る年金記録の管理が不適切であったことがうかがえることから、申立人は、申立期間のうち、昭和20年4月4日から同年8月20日までの期間において、A社C工場に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

なお、当該申立期間に係る標準報酬月額については、社会保険庁の厚生年金保険被保険者台帳において同性、同年齢から元同僚等であったと推認される者の標準報酬月額から判断すると、昭和20年4月を30円、同年5月から同年7月までは40円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和33年8月1日、資格喪失日は34年5月1日であると認められることから、申立期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、4,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年8月1日から34年5月1日まで

私は、申立期間において、A社に勤務した。なくしてしまったが、退職する際、厚生年金保険被保険者証をもらった。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、申立人が、申立期間当時、A社に勤務していたことが推認できる。

また、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人の申立期間当時の氏名（名前が相違）及び生年月日の一部が異なるものの、申立人と類似した未統合となっている被保険者記録が確認できる。

さらに、元同僚は、「申立期間当時、B姓の従業員は、申立人のほかはいなかった。」と証言しているところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、B姓の厚生年金保険被保険者は一人である上、当該記録が確認できる名前は、元同僚が証言している当時の申立人の通称名と一致している。

加えて、申立人が就業した時期、申立人の担当業務及び当時の当該事業所の従業員数に係る申立人の供述と元同僚の証言がほぼ一致することから、当該未統合記録は申立人の厚生年金保険被保険者記録に相違ないと判断できる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、4,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は当該額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を16万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月から53年2月まで
社会保険事務所の記録では、申立期間の標準報酬月額が15万円となっているが、A厚生年金基金加入員記録では16万円となっているので、記録が相違していることについて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A厚生年金基金の申立人に係る昭和52年10月の同基金の加入員給与月額算定基礎届（以下「算定基礎届」という。）から、申立期間の標準報酬月額は、16万円であることが確認できる。

また、A厚生年金基金に照会した結果、「当時の算定基礎届の届出様式は複写式であった。」と回答している。

さらに、申立人の算定基礎届に記載されている元同僚3人の標準報酬月額は、定時決定及び改定に係る社会保険庁のオンライン記録と一致している上、当時のB社の従業員のうち、申立人を含む13人の厚生年金保険被保険者の標準報酬月額は、昭和51年度、52年度及び53年度の定時決定又は改定時において、増額されていることが社会保険庁のオンライン記録から確認でき、申立期間の標準報酬月額は、A厚生年金基金の記録が事実と認められると推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から平成2年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から平成2年6月まで
私は、申立期間について、夫婦二人分の国民年金保険料をA県B町で納付書にて納めていた記憶がある。社会保険庁の記録では、申立期間が未加入とされ、当該期間の保険料納付記録が全く無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は195か月と長期間であり、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い上、申立期間に係る国民年金加入^{あいまい}手続や保険料の納付方法などに関する申立人の記憶は曖昧であり、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、社会保険庁のオンライン記録から、平成14年3月以降にA県C町で国民年金に加入したことが確認でき、この時点では、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の妻も申立期間の国民年金保険料は未納である上、ほかに申立期間の保険料が納付されたことうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年5月から37年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月から37年5月まで

私は、制度発足時より国民年金に加入し、当時住んでいた地区の納税組合を通じて保険料を納付していた。年金手帳は、台風で家が全壊してなくなりましたが、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間当時、申立人の居住するA町では、国民年金手帳を納付組織が保管、管理していたことが確認できるところ、申立人は、「申立期間当時、国民年金手帳はずっと手元にあった。」と主張するなど、申立人の国民年金保険料の納付方法などの記憶には曖昧な点が多く、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人には、申立期間以降の期間についても、国民年金の未加入期間が散見されるとともに、申立人の夫も申立期間の国民年金保険料は未納である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。